

**平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ**  
**－新技術を活用した公園のスマート化に向けた社会実験－**  
**募集要項**

### 1. 趣旨

1300年前、日本の首都（の中心）であり、当時最先端の場所であった特別史跡・世界遺産「平城宮跡」において、従来からの文化財・歴史的資産としての適切な保存を図りつつ、平城宮跡歴史公園の飛躍的な魅力向上を図るため、産学官コンソーシアム（下記2.参照）のもと、民間事業者からの提案に基づく新技術（AIやIoT、ICT等）を用いた社会実験を実施し、公園サービスとしての実用化を目指す。

また併せて、当該コンソーシアムを通じて、奈良のまちづくりにおけるスマートシティ実現に向けて、当公園での社会実験の結果等を踏まえ、新技術の水平展開を促進することも目指す。

### 2. 平城宮跡歴史公園スマートチャレンジコンソーシアム（仮称）（別紙①参照）

「平城宮跡歴史公園スマートチャレンジコンソーシアム（仮称）」（以下「コンソーシアム」という。）は、平城宮跡歴史公園において、スマートシティの取組の一環として、AIやIoTなどの新技術を活用し、公園の抱える課題の抜本的解決や公園サービスの創出等による一層の魅力向上を目指す産学官コンソーシアム（2019年4月頃に設置予定）であり、下記4.（1）に示す募集テーマに係る課題解決に向けて、下記6.により選定された民間事業者が、コンソーシアムの構成員として社会実験を実施するとともに、公園サービスとしての実用化を目指す。

### 3. 対象地域

対象地域は、平城宮跡歴史公園（国営公園区域のうちの開園部分）とする。  
なお、国営公園区域のうちの未開園部分や県営公園区域（開園部分）を含めることもできる。

### 4. 応募手続き

#### （1）募集テーマ

以下に示すテーマのいずれか1つ以上に対して、新技術を用いた課題解決のための提案を行うこと。

- ① 広域な園内での移動円滑化等に資する新たなモビリティサービス
- ② 1300年前の平城宮跡を今に感じることを、AR・MR等による歴史体験・解説サービス
- ③ 来園者ニーズに応じた公園利用情報の提供や各種予約等が可能なユーザーインターフェースの携帯向けアプリケーション
- ④ 園内の公園施設の効率的なインフラメンテナンスのためのクラウド等を活用した施設点検・管理台帳システム
- ⑤ その他、①～④以外で、公園の利用促進や魅力向上、効率的なインフラメンテナンスに資するもの全般（自由な内容で提案が可能。例：ドローン、AIカメラ、デジタルサイネージ等）
- ⑥ ①～⑤で取得されるユーザーデータ等各種データの収集及び統合・分析・共有のためのプラットフォーム

## （２）応募主体

上記１．に示す趣旨を十分に理解し、かつ上記（１）の募集テーマに示す新技術を有し、既にその実用化に向けた開発等を行っている民間事業者（複数の民間企業や研究機関から構成されるJVも含む。）とする。

なお、コンソーシアムへ参画する有識者が所属している機関（JVの構成員である場合も含める。）は応募できないものとする。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始も申立てがなされている者は、応募することができない。

## （３）提案

上記（１）で示す募集テーマについて、以下の項目を様式１及び２にまとめて提出すること。なお、複数の募集テーマに対して、まとめた提案を行うことも可能とする。

- ① 社会実験について（選択する募集テーマ、選択した募集テーマに係る課題分析、社会実験の内容、実施体制、社会実験を実施するにあたっての安全対策、社会実験に要する費用、市民参画（シチズンエンゲージメント）の工夫）
- ③ 社会実験でのデータ活用について（社会実験で取得可能なデータ内容、他の社会実験との間でのデータ活用、公園サービスとして実用化した際のビジネスモデル）
- ④ その他（他の地域での社会実験・実用化の実績、奈良県内のまちづくりへの今後の展開）

※「奈良県内のまちづくりへの今後の展開」については、具体的な箇所（例えば、奈良公園（奈良県管理）や奈良県コンベンションセンター（奈良県管理）、鴻ノ池運動

公園（奈良市管理）、奈良町（奈良市内）等）を示した上で提案を行うこと。なお、提案内容については、今後奈良県及び奈良市の関係部局とともに、具体化に向けた検討・調整を進めていくものとする。

#### 【提案方法】

様式1及び様式2を提出すること。

- ・様式1：企画提案書【Microsoft Word 形式】
- ・様式2：概要説明シート【Microsoft PowerPoint 形式】

※各様式は、国営飛鳥歴史公園事務所（国営平城宮跡歴史公園）ホームページ（<https://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heiho/news/index.html>）に掲載される本募集のページよりダウンロード可能。

#### 【提案書の受付期限】

2019年5月10日（金）～5月31日（金）

#### 【提出先】

提案書は、下記のアドレス宛てに、電子データ（PDF形式＋元データ（様式1：Microsoft Word 形式、様式2：Microsoft PowerPoint 形式））をメールにて提出する。なお、提出後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。

- ・提出先アドレス：kkr-kyaku-asuka@mlit.go.jp

※確認先：国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所 調査設計課  
TEL 0744-54-2662

#### （4）現地説明会

対象地域である平城宮跡歴史公園（国営公園区域の未開園部分、県営公園区域の開園区域を含む。）において、現地説明会を行う。（事前申し込み制。詳細は、後日国営飛鳥歴史公園事務所（国営平城宮跡歴史公園）ホームページ（<https://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heiho/news/index.html>）に掲載。）

#### （5）質問

公募に関する質問は、2019年3月1日（金）～5月24日（金）の期間において、様式3により受け付ける。質問の提出は、下記のアドレス宛てにメールにて提出する。回答は、質問を行った者に対してメールにて回答するとともに、国営飛鳥歴史公園事務所平城分室内において、閲覧可能（2019年5月31日（金）まで）とする。

- ・提出先アドレス：kkr-kyaku-asuka@mlit.go.jp

## 5. 評価基準

上記4.(3)により提出された提案の選定にあたっては、以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行う。

### ① 新規性

提案されている技術を活用した仕組み・サービスの内容が、他の地域で実用化されている既存のものに比して新たなものであること。

### ② 実行性

社会実験を実施するにあたり、関係機関との連携や一般来園者への安全対策、その他円滑かつ有用な実験の実施のための具体的な提案がなされていること。

### ③ 実用化可能性

社会実験を踏まえた実用化までのプロセスが具体的に示されており、かつその内容が妥当であること。

### ④ 歴史的資産への配慮

特別史跡・世界遺産である「平城宮跡」の文化財としての保存に対して、具体的な配慮。工夫が示されていること。

### ⑤ 周辺地域への展開可能性

平城宮跡歴史公園で活用する新技術と連携した内容であること。また、奈良県内のまちづくりへの今後の展開について、各地域の有する課題・ニーズとマッチしており、具体的かつ実現可能な内容なものであること。

## 6. 選定

上記4.(3)に基づき提出された提案書をコンソーシアム（ただし、上記4.(2)の民間事業者を除く。）で評価し、各募集テーマで原則1者を選定する。なお、提案内容に応じて、複数の募集テーマで1者を選定する、もしくは一つの募集テーマに対して複数者を選定することもある。ただし、上記4.(1)の応募テーマ⑥については、1者のみを選定する。

選定にあたっては、各民間事業者に対して提案書の内容に関するヒアリングを予定している（ヒアリングは2019年6月中旬を予定している。日程については、提案書の受付終了後に、提案書を提出した民間事業者と調整する。）。

選定結果については、各民間事業者へ通知するとともに、国営飛鳥歴史公園事務所（国営平城宮跡歴史公園）ホームページ（<https://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heijo/news/index.html>）にて公表する。

## 7. 費用負担

費用負担は、以下に示す通りとする。なお、2020年度以降の国土交通省による費用負担については、予算措置を担保したのではなく、状況により変更がなされる可能性がある。また、上記6.の選定及び下記9.の契約は、当該公募に係る2019年度本予算が成立し、支出負担行為計画の示達がなされることを条件とするものである。

### 【国土交通省（コンソーシアム事務局）】

- ①コンソーシアムの設置運営に要する費用
- ②コンソーシアム委員の交通費等
- ③社会実験を平城宮跡歴史公園で実施することに伴い即地的に必要となる社会実験の費用

※具体的な費用の内容は、以下に示すものを想定しており、1民間事業者に対して1テーマあたり概ね1,000万円の範囲内とするが、具体の金額については、選定された後に国土交通省（コンソーシアム事務局）と協議の上、決定するものとする。

#### 募集テーマ①（モビリティ）

- ・モビリティの走行に必要な園内の詳細なマッピングデータの作成に要する費用
- ・一般来園者への安全対策 等

#### 募集テーマ②（歴史体験）

- ・提供されるコンテンツのうち平城宮跡の歴史解説に係る部分の作成費用
- ・一般来園者への安全対策 等

#### 募集テーマ③（アプリケーション）

- ・アプリケーションで提供されるコンテンツのうち、公園施設の利用情報の提供に係る作成費用 等

#### 募集テーマ④（台帳システム）

- ・平城宮跡歴史公園の公園施設に係る公園台帳データの整理・作成に係る費用 等

#### 募集テーマ⑤（その他）

- ・選定された提案内容に基づき、協議するものとする。

#### 募集テーマ⑥（プラットフォーム）

- ・選定された提案内容に基づき、協議するものとする。

- ④各社会実験において行う近隣住民向けの説明会、近隣の教育機関（近隣大学等）と連携したハッカソン・アイデアソンの開催に要する費用
- ⑤コンソーシアムとして行う広報・PRに要する費用

### 【民間事業者】

- ①社会実験の実施に要する人件費、運搬費、その他費用（上記に示した国土交通省（コンソーシアム事務局）による負担以外）

## 8. 社会実験の実施等

### (1) 実施期間

上記6.により選定された民間事業者は、2019年度において社会実験を行う。なお、社会実験は、原則として2019年12月までに開始することとするが、具体の時期については、選定後にコンソーシアムでの協議にて決定することとする。なお、2020年度以降についても、コンソーシアムでの承認を得ることにより、社会実験を実施することを可能とする。

### (2) 実施計画の策定

上記6.において選定された民間事業者は、社会実験（及び実用化）に係る実施計画を事前にコンソーシアムで説明し、承認を得る。なお、実施計画の策定段階で、事前に平城宮跡歴史公園の関係機関（特に、国土交通省 国営飛鳥歴史公園事務所、奈良県 平城宮跡事業推進室、文化庁 文化財第二課）へ事前相談を行うこと。

### (3) 報告・評価

民間事業者は、社会実験の進捗状況及び結果について、コンソーシアムでの報告を行い、コンソーシアムでの評価を受けるとともに、必要な改善を行う。

### (4) 成果

社会実験から得られた成果等については、個人情報に関わる部分等を除き、コンソーシアムの取組として、国土交通省のHP等において公表する場合がある。

### (5) その他

各社会実験において、市民参画（シチズンエンゲージメント）の取組として、近隣住民向けの説明会、近隣の教育機関（大学等）と連携したハッカソンやアイデアソンを開催するなどし、公園サービスとしての実用化に向けた必要な意見の聴取を行う。

## 9. 契約

選定された民間事業者は、上記7.に示す費用負担のうち国土交通省が負担する費用について、コンソーシアムで実施計画が了承された後速やかに、国土交通省近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所と個別に2019年度実施分に係る契約を締結する。なお、上記7.に示す費用については概算払いは行わず、2019度末に精算払いを行う。また、2020度以降については、必要に応じて、当該年度当初に改めて同様の契約を行うことを予定している。

## 10. スケジュール

2019年3月1日（金）	公募
3月下旬～4月上旬	現地説明会（4.（4）参照）
5月31日（金）	提案書の提出締切り
6月以降	ヒアリング
	選定結果公表、提案内容の協議、契約
夏以降	実施計画の策定
	実験準備・各種調整
	実験開始

## 11. 留意事項

- ・提案にあたっては、国の特別史跡であり、かつ世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である平城宮跡の価値を損なうことの無いように十分に配慮するとともに、都市公園法や文化財保護法その他現行法制度を遵守すること。
- ・提案する新技術について、ベンダーロックインの排除がなされていること。
- ・実験で取得されたユーザーデータは、コンソーシアムにおいて共有を図ること。なお、情報の取り扱いについては、個人情報保護の観点から、秘匿性を確保することとし、コンソーシアム内で別途、秘密保持契約（NDA）を締結する予定である。
- ・社会実験から実用化への移行段階においても、有料での実施を可能とする。なお、有料での実施へと移行する場合には、事前にコンソーシアムでの承認を得ることとする。
- ・万一、やむをえない事情により、社会実験を取り止める又はコンソーシアムから離脱する場合には、コンソーシアム事務局（国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所）へ事前に申し出ると共に、コンソーシアムからの承認（ただし、申し出を行った民間事業者は、承認に関わることはできないものとする。）を得なければならない。
- ・コンソーシアムとして行う各社会実験等の取組に関する広報・PR に対して、社会実験を行う民間事業者は、必要な協力を行うこととする。